

# 事業継続・雇用維持のために 雇用調整助成金をご活用ください

## ① 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）とは

- 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を国が助成する制度

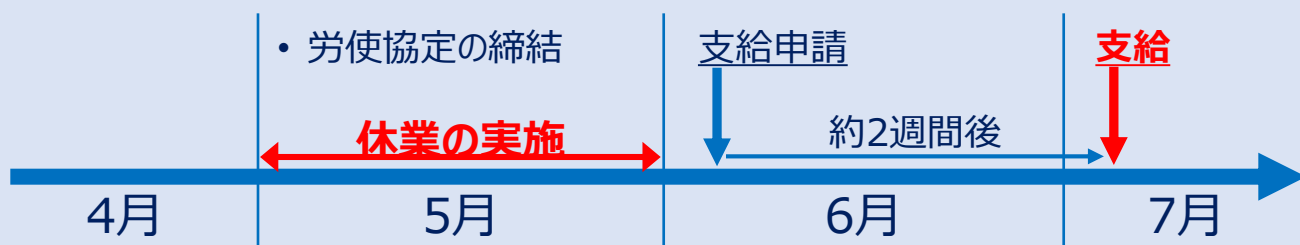
## ② 助成金額の算定例（中小企業で解雇等を行った場合）

- 従業員6人、月所定労働日20日の企業
- 売上げ減少のため、5月に3人ずつ毎日休業を実施した場合、

**48万円の助成金\***

\* 1日平均賃金額1万円、休業手当支給率100%の場合、

60人日(=3人×20日)×1万円(=1万円×100%)×助成率80%=48万円



出展：厚生労働省 雇用調整助成金FAQ(4月15日現在版)に基づいて今治市作成

## ③ 今治市独自の上乗せ支援策（※詳しくは裏面へ）

**雇用調整助成金等の上乗せ(1/20、1年度上限100万円)**

### 【お問い合わせ先】

#### ○ 雇用調整助成金について

- 厚生労働省HP
- 今治公共職業安定所 (0898-32-5020)



#### ○ 今治市独自の上乗せ支援策について

- 今治市HP
- 今治市産業振興課 (0898-36-1540)

#### ○ 愛媛県独自の上乗せ支援策について

- 愛媛県HP
- 愛媛県労政雇用課 (089-912-2505)

#### ○ 制度活用に関する相談等について

- お近くの社会保険労務士
- 今治商工会議所 (0898-23-3939)
- 越智商工会 (0898-53-3853)
- しまなみ商工会 (0897-86-2130)

# 雇用調整助成金に係る 今治市独自の支援策について

(※緊急雇用安定助成金も対象です)

今治市では、雇用の安定や事業活動の継続を図ることを目的とし、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に休業する場合でも、国の雇用調整助成金を活用して、労働者の雇用の維持を図ろうとする今治市内の事業主を支援します。

## 今治市緊急雇用維持助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、愛媛労働局による「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主の方に、「今治市緊急雇用維持助成金」を上乗せ助成します。

### 1. 支給対象（下記の条件を全て満たすこと）

- (1) 今治市内に所在する事業所で、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った休業手当（教育訓練・出向によるものは対象外）について、**愛媛労働局による「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主**
- (2) 今治市税の滞納がないこと

### 2. 助成金の額 国が算出する基準額（休業手当相当額）の1/20の額 (※1年度上限100万円)

### 3. 支給申請に必要な書類

- (1) 今治市緊急雇用維持助成金支給申請書兼請求書
- (2) 今治市緊急雇用維持助成金の算定書
- (3) 雇用調整助成金に係る国への提出書類等の写し
  - (ア) 「雇用調整助成金」支給決定通知書の写し
  - (イ) 「雇用調整助成金」支給申請書の写し
  - (ウ) 「助成額算定書」の写し
  - (エ) 「雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書」の写し

### 【お問い合わせ先（提出先）】

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4-1 今治市役所 産業振興課

電話番号：0898-36-1540 FAX：0898-33-8066 Mail：sangyou@imabari-city.jp